

いても時給を一律にした、というところで、人間関係が非常にいい方向に御理解を頂いていると報告を受けている。又、役員の無報酬においても、経営責任に関しては変りない。



森 恵子議員

介護保険制度(改正)の現状と課題について

問 今回の改正で、予防重視ということが強調されているが、対象者が高齢者ということもあり、介護認定申請における問題はなのか。

答 中には早めの申請をしたいという人もあるが、申請と同時に介護サービスが受けられるように、申請書が提出された時点での確認を行うようにしている。要介護認定者数は現在766人で、約2割の方が入院等でサービスを受

けておられない。介護予防事業等については、地域包括支援センターを中心に行っている現状である。

問 認定審査で、介護認定からはずされたサービス利用者に対する説明と、その後の対応について

答 認定審査の結果は公平に行われていること、又、現在介護を必要としている方が公的サービスを受ける権利を行使することである旨詳しく説明している。非該当者対策としては地域支援介護予防事業を実施している。菊水荘、和楽荘、清風苑の生きがいデイサービスを月に1・2回、町社会福祉協議会のなかよし会、いきいき触れ合いサロンなどを月1回、又訪問介護として高齢者世帯や独居世帯に對して週1回家事援助のホームヘルパーを派遣している。

問 地域包括支援センターに寄せられる相談・苦情等は？

答 新予防給付の開始に伴い、在宅サービスの利用料が定額制になったことで、事業

者がサービス提供回数を制限する場合があり、不満を口にされる利用者もまゝある。利用についての相談、苦情については詳しく説明をして、必要な場合は申請手続きをしてもらっている。

問 ケアマネージャーによるプラン作成状況について

答 ケアプランの作成は要介護1から5の方については、居宅支援事業所が行い、要支援1・2の方の介護予防プランは地域包括支援センターで行う。プラン作成にあたってはケアマネージャー、介護保険係、地域包括支援センター、その他関係機関と協力連携し、共に考えていく体制を徐々に進めている。

問 広域的拡大を図る介護予防施策について

答 地区の公民館を利用して筋力アップ体操を現在菊水地区で14ヶ所、三加和地区で8ヶ所実施している。今後全地域に育成していく予定。今後は社会福祉協議会の大きな役割として、介護予防サービ

スや地域支援事業の実施に向けた協議を重ねて行きたいと考えている。

問 地域包括支援センターと介護サービス事業所の連携・強化について

答 予防という点で共通認識が持てるよう地域包括支援センターが中心になり、各サービス業者との調整・連携を担って行けるよう担当者会議等を実施している。又利用者によって困難なケースが発生する場合、サービス事業所をサポートしていけるよう保健士・社会福祉士・主任介護支援専門員の専門職を配置して、その体制を維持している。



地域包括支援センター

問 地域密着型サービスの内容について

答 認知症高齢者を主な対象として訪問や泊まりを組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活継続を支援する「小規模多機能型居宅介護」と、夜間の定期的な巡回や通報により訪問看護を行う「夜間対応型訪問介護」がある。平成20年度開設に向けて準備

中である。

問 介護保険制度を充実させるための施策について

答 従来菊水地区で実施されていた老人健康相談事業を地域包括支援センターが担当し、39地区の公民館で健康相談と健康教室を実施している。今後は三加和地区でも高齢者を対象に健康教室や健康相談を実施していく計画である。

障害者自立支援法にCSN

問 障害者自立支援法施行で各々の人達にどのような影響が及んでいるか。

答 利用者負担については障害程度区分によりみなされるため、支障を及ぼすことも考えられるが現在利用されている入所・通所施設においては、5年間の経過措置がとられることから費用の支障はないようだ。現在通所施設利用者4人、入所施設利用者28人、精神障害の人の利用者3人、重度の障害を持つ人の親の利用者11人である。ヘルパー、施設事業者とも5年間の経過措置で対応できるため影響はないようだ。



古閑 修一議員

農業問題について

問 担い手総合支援協議会の設置の時期と、内容及び、メンバーはどのようになっているのか。又、本年度モデル事業として菊水西地区に於て取り組んでいる、「農地、水、農村環境保



冬春ナス部会総会

全活動支援事業」の内容と、現在の活動状況について伺います。

答 7月5日に、和木町担い手育成支援協議会を設立した。メンバーは、JA玉名、県玉名地域振興局農振課、農業普及指導課、町農業委員会、町経済課となっている。事業取り組みとして、担い手育成支援事業、補助率は1/2で、事業費100万円、認定農業者の認定促進、担い手育成に関わる体制整備推進活動の実施等である。それから、地域営農組織緊急支援事業として、補助率100パーセントで、4地区それぞれ20万

円、日平、焼米、上久井原、岩地区となっており、集落営農組織の育成を行う。次に、本年度の実験事業として、上・下久井原、長小田、内田の4行政区からなる、菊水西地域自然保全隊を設立し、田、畑併せて28・8ヘクタールの農用地と、用排水路、農道を対象に実施している。

問 農地、水、環境保全対策事業の、今後の推進計画はどうなっているのか。

答 来年度の事業の要望を各区長さんに伺っているが、三加和地区で6ヶ所、菊水地区で15ヶ所、現在要望が出ている。今後説明会も含めて考えていきたい。

肥後元氣村について

問 8月31日の全協では、元氣村に2000万の増資、9月13日の全協では、増資から貸し付けをお諮りになり、結局は執行部予算案として、元氣村に対する貸し付けも取りやめられた訳ですが、現在の経営を考える

問 9月13日の全協に於て、元氣村の経営改善計画を示されたが、その中の単年度黒字化プラス200万円の根拠と、借入明細の中で、個人からの借入金318万円は、取締役会に諮られたのか、又金銭貸借契約はあるのか尋ねる。又、元氣村の現場の経営者は社長なのか、支配人なのか伺う。

答 個人からの貸し付けにおいては、結局支払いが出来ない為、はつきり言って取締

役会を持たずに金が投入されて支払いがなされている。今度また、取締役において100万円づつの運転資金を投入するが、金銭貸借の書類を作成し、整備していく。又、会社の命令系統については、組織上は社長ですが現時点では、支配人の指示の下で動いている。今後、菊水ロマン館と同じような体制を取っていきたい。

問 元氣村に関して、種々の指摘をしているが、会社運営の基礎的な部分がなされていない事に今後の運営に心配をしている。しかしながら、元氣村は、町100パーセント出資の会社である。建設当時から町の為なら協力を受けた地元の方々の為にも、そして町民の為にも施設の運営形態が変わっても存続してほしいと思う。

答 今後において、責任体制、責任部署を整理し、元氣村の運営に一町長としてではなく、取締役として取り組むたい。